

新

# 岩見沢市の部活動の在り方に関する方針

平成31年3月策定

岩見沢市教育委員会

(令和5年1月改正)

## 目次

方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み	
(1) 運動部活動の適切な指導の実施	3
(2) 文化部活動の適切な指導の実施	4
(3) 部活動用指導手引の普及・活用	5
3-1 適切な休養日等の設定(小・中学校段階)	5
3-2 適切な休養日等の設定(高等学校段階)	6
4 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	8
(2) 地域との連携等	8
5 学校単位で参加する大会等の見直し	9
6 部活動の指導の充実に向けて	
(1) 部活動の充実に向けた取組み	9
(2) 女子の指導に当たっての留意点	9
(3) 部活動顧問と児童生徒の信頼関係づくり	9
(4) 部活動内の児童生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	10
(5) 家庭との連携を図る取組み	10
(6) 障がいのある児童生徒の部活動の充実	10
7 部活動地域移行に向けた取組	10
終わりに	11

旧

# 岩見沢市の部活動の在り方に関する方針

平成31年3月

岩見沢市教育委員会

## 目次

方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み	
(1) 運動部活動の適切な指導の実施	3
(2) 文化部活動の適切な指導の実施	4
(3) 部活動用指導手引の普及・活用	5
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	7
(2) 地域との連携等	8
5 学校単位で参加する大会等の見直し	8
6 部活動の指導の充実に向けて	
(1) 部活動の充実に向けた取組み	9
(2) 女子の指導に当たっての留意点	9
(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	9
(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	10
(5) 家庭との連携を図る取組み	10
(6) 障がいのある生徒の部活動の充実	10
終わりに	10

## 方針策定の趣旨等

- **児童**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意する必要があります。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、**児童**生徒同士や教師と**児童**生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、**児童**生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、**児童**生徒が多様な学びや経験をする場として、高い教育的意義があります。
- 部活動を実施する上では、**児童**生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、**児童**生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。  
また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われることが必要です。
- こうした中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、12 月に、文化庁が、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を「国のガイドライン」という。）を策定し、また、平成 31 年 1 月に、北海道が国のガイドラインに則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「北海道の方針」という。）を策定しました。
- 岩見沢市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、国のガイドラインや北海道の方針に則り、岩見沢市の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定することとしました。
- 市教育委員会及び学校は、国のガイドラインや北海道の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むことが必要です。
- 本方針は、義務教育である小・中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。  
また、本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いにかかわらず該当するものですから、高等学校についても速やかに改革に取り組む必要がありますが、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮することとします。
- 学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、**児童**生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動と

## 方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意する必要があります。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、高い教育的意義があります。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。  
また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われることが必要です。
- こうした中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、12 月に、文化庁が、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を「国のガイドライン」という。）を策定し、また、本年 1 月に、北海道が国のガイドラインに則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「北海道の方針」という。）を策定しました。
- 岩見沢市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、国のガイドラインや北海道の方針に則り、岩見沢市の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定することとしました。
- 市教育委員会及び学校は、国のガイドラインや北海道の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むことが必要です。
- 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。  
また、本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いにかかわらず該当するものですから、高等学校についても速やかに改革に取り組む必要がありますが、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮することとします。
- 学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動と

して受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とします。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

イ 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出します。

校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導します。

ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等をPTA総会等の保護者や関係者が集まる場での配布等により公表します。

エ 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や児童生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行います。

オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・児童生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や児童生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導します。

カ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うとともに、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮します。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、児童生

して受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とします。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

イ 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出します。

校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導します。

ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等をPTA総会等の保護者や関係者が集まる場での配布等により公表します。

エ 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行います。

オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導します。

カ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うとともに、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮します。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が

徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

エ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに児童生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取り組みを行います。

また、市教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努めます。

オ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

### (1) 運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底します。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 児童生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 児童生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、児童生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における

安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

エ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取り組みを行います。

また、市教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努めます。

オ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

### (1) 運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底します。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における

施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底します。

- 休養を適切に取ることが必要であること。
- 活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解すること。
- **児童**生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、**児童**生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- **児童**生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### （３）部活動用指導手引の普及・活用

ア 市教育委員会は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を、関係団体等と連携して市内の学校に周知し、活用を図ります。

イ 校長は、部活動顧問に対し、上記の指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導します。

## 3-1 適切な休養日等の設定(小・中学校段階)

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある**児童**生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、**児童**生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。**週末に大会参加等で3時間を超えた活動をした場合は、成長期にある児童生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に留意する必要があることか**

施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底します。

- 休養を適切に取ることが必要であること。
- 活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解すること。
- 生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### （３）部活動用指導手引の普及・活用

ア 市教育委員会は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を、関係団体等と連携して市内の学校に周知し、活用を図ります。

イ 校長は、部活動顧問に対し、上記の指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導します。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連、高体連、高野連、高文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を実施する。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含

ら、休養日を他の日に振り替えること。なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

イ 校長は、1(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインや北海道の方針の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表します。

また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方考えられます。

○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、岩見沢市内共通の部活動休養日をつけること。

○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

### 3-2 適切な休養日等の設定(高等学校段階)

ア 高等学校段階においても、3-1アの基準を基本としますが、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや次の点に留意し、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられます。

高等学校段階においては、中学校段階に比べて、

- 生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること。
- 生徒自身の興味・関心に応じて、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと。
- スポーツや文化、科学等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること。

ただし、弾力的に休養日等を設定する際には、下記の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図ります。

弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとします。

- 休養日の下限
  - a 学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日をつけるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
  - b 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 活動時間の上限

む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休業日の活動時間は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連、高体連、高野連、高文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。

なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

なお、高等学校段階においても、上記の基準を基本としますが、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや次の点に留意し、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられます。

高等学校段階においては、中学校段階に比べて、

- 生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること。
- 生徒自身の興味・関心に応じて、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと。
- スポーツや文化、科学等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること。

ただし、弾力的に休養日等を設定する際には、下記の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図ります。

弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとします。

- 休養日の下限
  - a 学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日をつけるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
  - b 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 活動時間の上限
  - a 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

イ 岩見沢市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記アの基準を原則としますが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方考えられます。

a 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

イ 岩見沢市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は3-1アの基準を原則としますが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方考えられます。

○ 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

○ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定します。

ウ 校長は、1（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインや北海道の方針の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表します。

また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方考えられます。

○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、岩見沢市内共通の部活動休養日を設けること。

○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

#### 4 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備

##### （1）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、児童生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の児童生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、児童生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討します。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、児童生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行います。

○ 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

○ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定します。

ウ 校長は、1（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインや北海道の方針の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表します。

また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方考えられます。

○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、岩見沢市内共通の部活動休養日を設けること。

○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備

##### （1）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討します。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行います。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の児童生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組みを検討することとし、市教育委員会及び校長は、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、児童生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断します。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、児童生徒の活動時間には含めないこととしますが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある児童生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう実施回数に配慮します。

## (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、児童生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進めます。

イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進します。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、試合、コンクール、コンテスト等に参加することにより、児童生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請します。

イ 校長は、本方針の「3-1、3-2 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に実施されることを前提に、児童生徒の教育上の意義、児童生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会、試合、コンクール、コンテスト等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

## 6 部活動の指導の充実に向けて

### (1) 部活動指導の充実に向けた取組み

市教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めます。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組みを検討することとし、市教育委員会及び校長は、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断します。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととしますが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう実施回数に配慮します。

## (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進めます。

イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進します。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、試合、コンクール、コンテスト等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請します。

イ 校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に実施されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会、試合、コンクール、コンテスト等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

## 6 部活動の指導の充実に向けて

### (1) 部活動指導の充実に向けた取組み

市教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めます。



## (2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足(注)・無月経・骨粗しょう症）及び貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。

(注) 「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

## (3) 部活動顧問と児童生徒の信頼関係づくり

部活動は、**児童**生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底します。

- 指導の目的、技能等の向上や**児童**生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を**児童**生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と**児童**生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- 部活動顧問と**児童**生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、**児童**生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないこと。

## (4) 部活動内の**児童**生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の**児童**生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の**児童**生徒が参加すること、**児童**生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底します。

- 部活動顧問が、**児童**生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、**児童**生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

## (5) 家庭との連携を図る取組み

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努めます。

## (6) 障がいのある**児童**生徒の部活動の充実

市教育委員会は、障がいのある**児童**生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかけます。

校長は、部活動等を通じて、障がいのある**児童**生徒と障がいのない**児童**生徒が交流する場を設けるよう努めます。

## (2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足(注)・無月経・骨粗しょう症）及び貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。

(注) 「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

## (3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底します。

- 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないこと。

## (4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底します。

- 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

## (5) 家庭との連携を図る取組み

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努めます。

## (6) 障がいのある生徒の部活動の充実

市教育委員会は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかけます。

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努めます。

## 7 部活動地域移行に向けた取組み

市教育委員会は、持続可能な部活動の構築及び質の高い指導の実現に向け、部活動の地域移行を北海道教育大学岩見沢校、各スポーツ・芸術文化団体と連携、協働し、取組みを進めます。

- 市教育委員会及び校長は、部活動地域移行に係る教員の意識調査を行い、学校のニーズに合う部活動地域移行の実現に努めます。
- 市教育委員会は、部活動地域移行に向けた持続可能な部活動の実施場所の確保と児童生徒の移手段の実現に努めます。
- 市教育委員会及び学校は、保護者、児童生徒、各スポーツ・芸術文化団体に対する部活動地域移行に向けた取組に係る説明の機会を設ける等、理解の促進に努めます。

### 終わりに

市教育委員会及び校長は、本方針に示す部活動に係る取組みについて、年度毎に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくこととします。

本方針は、各学校の取組状況などを踏まえ、市教育委員会、岩見沢市校長会、岩見沢市教頭会で、検証等を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

### 終わりに

市教育委員会及び校長は、本方針に示す部活動に係る取組みについて、年度毎に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくこととします。

本方針は、各学校の取組状況などを踏まえ、市教育委員会、岩見沢市校長会、岩見沢市教頭会で、検証等を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。